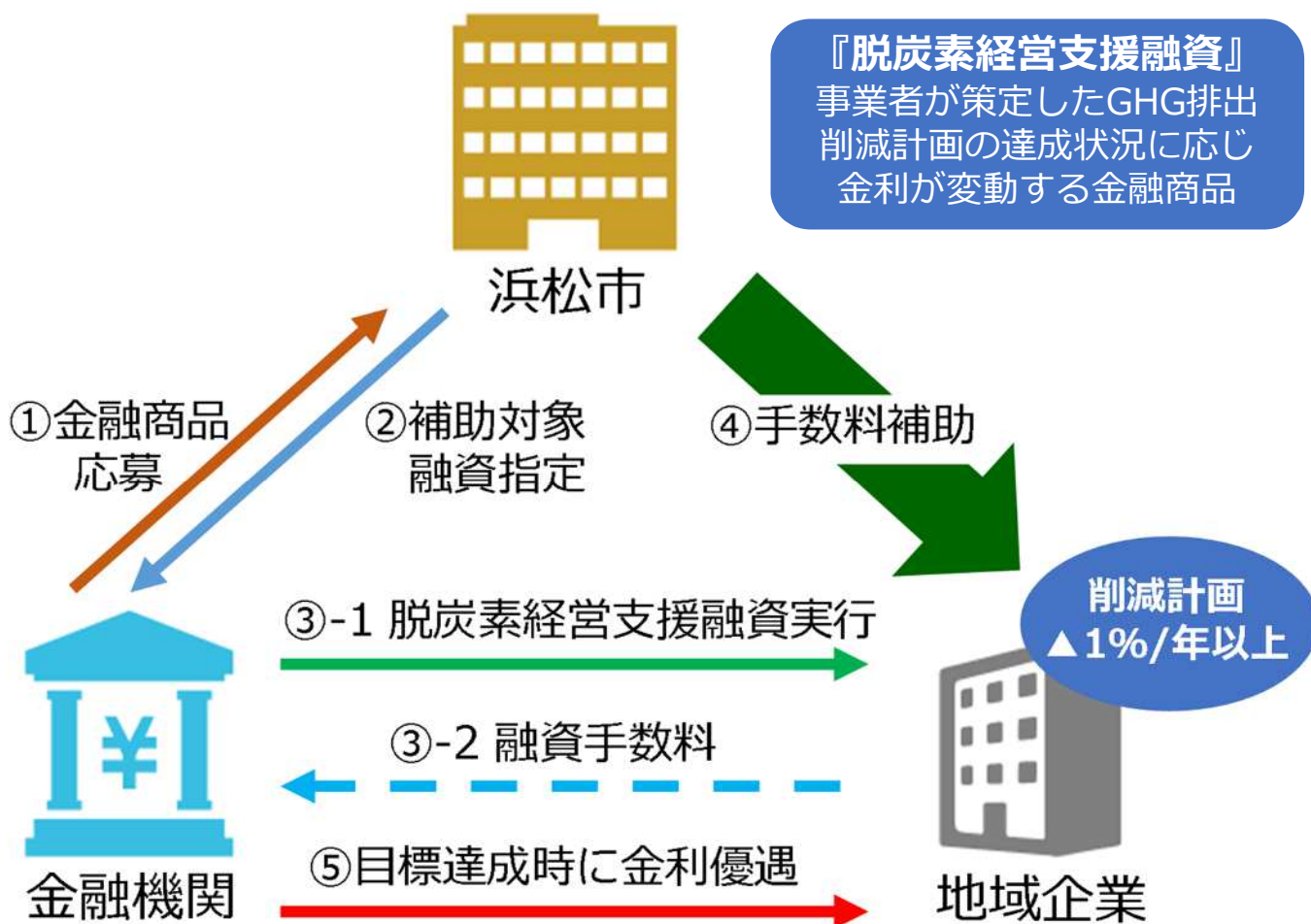


浜松市脱炭素経営支援融資推進事業

市内の事業者及び個人事業者の脱炭素経営を支援するため、市が指定した脱炭素経営支援融資を対象として、融資実行に伴う手数料を補助します。

支援事業イメージ



事業概要

削減計画に応じた2種類の補助率・補助上限

補助率

1. 削減計画1%/年以上 …… 1/3 (上限 125千円)
2. 削減計画3%/年以上 …… 1/2 (上限 500千円)

補助対象者

市の指定する金融商品の融資を受けた市内事業者

対象経費

融資実行時にかかる手数料

申請期間

令和8年4月(予定)～令和9年3月31日

補助対象となる金融商品

以下に合致する金融商品を公募します。

融資制度

令和12年までの温室効果ガス排出量削減計画を策定し、削減目標の達成により事業者が金利優遇を受けられる仕組みの融資制度

※ 融資金額、金利、貸付形態、返済方法などについては金融機関の任意

脱炭素目標

毎年1%以上の温室効果ガス排出量削減

資金使途

運転・設備

※設備資金の場合、投資先が市内であること

返済期間

3年以上

公募期間

令和8年4月1日（水）～令和9年1月29日（金）

必要書類

1. 応募申請書
2. 金融商品の要件を満たすことが確認できる資料
 - ・金銭消費貸借契約証書・確約書などのひな形
 - ・事務取扱要領 他
3. 金融機関の応募資格を満たすことが確認できる資料
 - ・定款 他

提出方法

必要書類をPDF化の上、電子メールにて提出

提出先

浜松市産業部カーボンニュートラル推進課
E-mail : ene@city.hamamatsu.shizuoka.jp